

## 近江八幡市地域防犯活動推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民が安全に暮らすことのできる社会の実現に資すること及び地域における防犯活動を行う団体（以下「自主防犯団体」という。）の体制の整備を図るため、自主防犯団体のパトロール活動に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、パトロール活動とは、各自主防犯団体で定めた経路を巡回し、必要に応じて地域住民等から情報収集、巡回中の啓発活動、警察署等各種関係機関への通報等を行うものとする。

### (補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる自主防犯団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 自主防犯団体について定めた規約、会則等（以下「規約等」という。）及び構成員名簿を備えていること。
- (2) 地域におけるパトロール活動を、複数人で毎月1回以上行うこと。
- (3) 自主防犯団体として自治会の承認を受けていること。ただし、原則として、一つの自治会における自主防犯団体は、1団体であること。
- (4) 4人以上の満18歳以上の者で構成されていること。
- (5) 規約等には、次に掲げる事項を定めていること。

ア 組織の名称

イ 事務所の所在地

ウ 組織の設立目的

エ 事業の内容

オ 入会及び退会に関する事項

カ 役員名、その職務等

キ 議事を諮る会議の名称及び議決に関する事項

2 前項に定めるもののほか、補助対象者は、次に掲げる事項を定めた防犯計画（以下「防犯計画」という。）を策定していなければならない。

ア 承認を受けた自治会名

イ パトロール活動の目的

ウ パトロール活動の内容

エ 活動に要する経費

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯計画に定められたパトロール活動に係る日当等の費用並びに当該活動及び当該活動に付帯して行う啓発活動に必要な別表に定める物品の購入費用及び参加者の保険料とする。ただし、物品の購入及び参加者の保険料については、販売店ごとに設定されているポイント、クーポン等での値引きを受けた場合は当該値引き後の額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち、次に掲げるとおりとする。

(1) 日当等の費用 1回の活動につき1人500円とし、1補助対象団体あたり24,000円を限度とする。

(2) 物品の購入及び参加者の保険料 当該費用のうち、2分の1以内の額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1補助対象団体あたり30,000円を限度とする。

（補助金の交付の期間）

第6条 この補助金を交付する期間は、補助金の交付の決定を受けようとする年度を含めて3年度（引き続き2年度）を限度とする。

（補助金の交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする自主防犯団体（以下「申請者」という。）は、近江八幡市地域防犯活動推進補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算（精算）書（別記様式第2号）

(2) 規約等

(3) 防犯計画

(4) 構成員名簿

2 補助金の交付の申請の期間は、初回の申請は毎年度4月1日から9月末日（9月末日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までとし、2回目（2年度目）以降の申請は4月1日から4月末日（4月末日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までとする。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の申請について、その内容を審査し、適当と認めるときは近江八幡市地域防犯活動推進補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、不適当と認めるときは、近江八幡市地域防犯活動推進補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の変更申請等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容に変更が生じる場合又はパトロール活動を中止しようとする場合は、近江八幡市地域防犯活動推進補助金変更（中止）交付申請書（別記様式第5号）に、第7条第1項に掲げる書類のうち、当該変更又は中止に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の算定に影響のないパトロール活動の実施日時、参加者数の変更、物品の購入及び保険料の変更等の軽微なものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請について、その内容を審査し、適当と認めるときは近江八幡市地域防犯活動推進補助金変更（中止）交付決定通知書（別記様式第6号）により、不適当であると認めるときは、近江八幡市地域防犯活動推進補助金変更（中止）交付申請不承認通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第10条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度のパトロール活動が全て完了したときは、当該年度の末日までに、近江八幡市地域防犯活動推進補助金事業実績報告書兼請求書（別記様式第8号）に次に掲げる書類等を添えて、

速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算（精算）書
- (2) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し
- (3) パトロール活動時の写真（1回のパトロール活動につき1枚以上及び参加者全員が写っているもの。）
- (4) 補助金の振込先の金融機関口座の通帳等の写し  
（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の申請について、その内容を審査し、相当と認めるときは、近江八幡市地域防犯活動推進補助金確定通知書（別記様式第9号）により、当該補助決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知を行った場合は、遅滞なく補助金を支払うものとする。  
（帳簿等）

第12条 補助金の交付を受けた者は、この補助金に係る収支を明らかにした会計帳簿及び補助金の使途が分かる証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（条件等の付与）

第13条 市長は、補助金の交付の決定、変更（中止）の承認及び補助金の額の確定する場合において、必要に応じ、条件等を付することができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

衣類等	帽子、ジャンパー、ベスト、腕章
照明器具	懐中電灯、ヘッドライト、乾電池
啓発用品	広報物印刷費用、立看板等の啓発物
記録用具	筆記具、バインダー、用紙
保険料	パトロール時の事故等に係る損害保険料
その他	その他パトロール活動に必要と市長が認めるもの